

令和7年度

那須塩原市市民提案型 協働のまちづくり支援事業 【募集要項】



↑ホームページはこちら

募集期間 令和6年10月3日（木）から
令和6年12月20日（金）まで

那須塩原市市民生活部 市民協働推進課 協働推進係

〒329-3157

那須塩原市大原間西1丁目11番地10

（市民活動センターうえるる）

電話：0287-73-5741

FAX：0287-73-5743

Eメール：shiminkatsudou@city.nasushiobara.tochigi.jp

目 次

1	市民提案型協働のまちづくり支援事業とは？	P1
2	対象となる団体	P1
3	対象となる事業	P2
4	対象とならない事業	P2
5	対象となる経費	P3
6	補助金の額等	P4
7	書類の提出	P4
8	書類の作成方法	P5
9	市の担当課等への事前確認	P5
10	審査方法	P5～P6
11	事業の選考及び補助金の交付	P7
12	事業の完了等	P7
13	その他注意事項	P8
14	市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金に係る事務の流れ	P9
資料		
	各種様式記入例	P10～P21
	「那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」基本目標	P23
	「持続可能な開発目標（SDGs）」17のゴール	P24

1 市民提案型協働のまちづくり支援事業とは？

この事業は、市民との協働によるまちづくりの推進を図るため、自治会、コミュニティ、市民団体、企業、特定非営利活動法人等（以下「市民活動団体」という。）の皆さんが企画・提案し実践する公益性の高いまちづくり活動に対して、活動費の一部を支援する補助制度です。

2 対象となる団体

次に掲げる要件を満たす市民活動団体とします。

【共通要件】

- ・市内を主な活動範囲とする市民活動団体であること。
- ・構成員が5人以上であって、うち半数以上が市内に居住し、通勤し、又は通学していること。

【各コースの要件】

コース名	要件
(1)チャレンジ支援コース	構成員の8割以上が令和7年4月1日において30歳未満であること。
(2)スタート支援コース	令和7年4月1日時点で活動実績が1年以上あり、かつ、定款、規約又は会則を定め、適切な会計処理が行われていること。
(3)ステップアップ支援コース	過去に那須塩原市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金（チャレンジ支援コースを除く。）の交付を受けた団体であること。 ※ <u>過去に実施したときより少しでもランクアップして取り組めるものにしてください。</u>

3 対象となる事業

市民を主たる対象とし、市内において実施する公益性の高いまちづくり活動で、令和8年2月末までに完了する事業とします。

(1) チャレンジ支援コース

若者の自由な発想で地域貢献活動を行う事業（テーマは自由）

(2) スタート支援コース（以下のテーマから1つを選択）

テーマ①地方創生に資するまちづくり

『第2次那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略』における基本目標の達成に資する事業

＜基本目標＞ ※P23を参照してください。

- ①那須塩原に魅力あるしごとをつくる
- ②那須塩原へのひとの流れをつくる
- ③結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる
- ④安心して住み続けたい魅力的な地域をつくる

横断的目標：新しい時代の流れを力にする

テーマ②SDGsの達成に寄与するテーマ

『持続可能な開発目標（SDGs）』の達成に寄与する事業

＜SDGsを構成する17のゴール＞ ※P24を参照してください。

[貧困] [飢餓] [保健] [教育] [ジェンダー] [水・衛生] [エネルギー] [経済成長と雇用] [インフラ、産業化、イノベーション] [不平等] [持続可能な都市] [持続可能な消費と生産] [気候変動] [海洋資源] [陸上資源] [平和] [実施手段]

(3) ステップアップ支援コース

過去に那須塩原市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金の交付を受けた事業（チャレンジ支援コースを除く。）であって、その事業を発展し、継続させる事業

※過去に実施したときより少しでもランクアップして取り組んでください。

4 対象とならない事業

次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ・ 構成員の親睦又は趣味的な活動を目的とするもの
- ・ 特定の個人又は法人その他団体の利益を目的とするもの
- ・ 宗教又は政治活動を目的とするもの
- ・ 市の他の補助制度の対象となる事業
- ・ 国又は県が実施している制度による助成を受けているもの
- ・ その他市長が交付対象事業として適当でないと認めるもの

5 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる経費が補助の対象となります。

▶対象となる経費

費 目	主なものの例示
報償費	外部講師への謝金
旅費	外部講師の交通費
消耗品費	事務用品、用紙代
燃料費	草刈機等の燃料代
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
通信運搬費	切手、はがき代
保険料	傷害保険料、賠償責任保険料
使用料・賃借料	会場の借り上げ料 音響・映像機材、器具、機器等の賃借料
原材料費	苗木、種苗、イベント用食材
委託料	駐車場交通整理員
備品購入費（スタート支援コース及びステップアップ支援コース）	事業実施に必要な単価20万円未満（税込み）の備品購入

▶対象とならない経費

費 目	主なものの例示
団体の運営に係る経費	事務所の家賃、光熱水費、修繕費など
人件費	会員や参加者への謝金、日当
飲食費	食事、弁当、茶菓子 飲み物など（※外部講師の飲料水は可）
旅費	会員や参加者への交通費
備品購入費（チャレンジ支援コース）	パソコン、カメラ等の備品購入
その他補助することが適当でないと認められる経費 【例】・イベント、大会等参加者への賞品、賞金 ・講師等への謝金以外の手土産 ・構成員のユニフォーム ・構成員の所有する物品等の借用に対する謝礼、使用料 など	

【注意事項】 ・領収書やレシートがないものは対象となりません。
 ・備品を購入した場合、財産処分の制限があります。
 ・ポスター、チラシ等を作成する場合は、「令和7年度那須塩原市
 市民提案型協働のまちづくり支援事業」と記載してください。

6 補助金の額等

【共通事項】

- ・補助金の交付は、各年度において1市民活動団体につき、1回を限度とします。
- ・補助金の額は、予算の範囲内において、それぞれ次のとおりとなります。ただし、補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

コース名	補助率、補助上限額	補助金交付回数制限
(1)チャレンジ支援コース	補助率 交付基準額の10/10以内 補助上限額 10万円まで	同一事業につき1回限り
(2)スタート支援コース	補助率 交付基準額の9/10以内 補助上限額 30万円まで	同一事業につき1回限り
(3)ステップアップ支援コース	1回目 補助率 交付基準額の7/10以内 補助上限額 50万円まで	同一事業につき2回まで
	2回目 補助率 交付基準額の5/10以内 補助上限額 50万円まで	

※交付基準額 交付対象となる経費から、事業収入（教材費や参加料等の受益者負担）を控除した額
 ○令和7年度より前に補助金の交付を1回受けた事業はスタート支援コースの交付を受けたものとみなし、2回受けた事業はステップアップ支援コースの1回目の交付を受けたものとみなします。

7 書類の提出

次の書類を揃え、令和6年10月3日（木）から令和6年12月20日（金）までに市民活動センターに直接持参してください（水曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで）。

なお、受付時に関係書類の確認を行いますので、提出日時をあらかじめ電話で御連絡ください。

- ①市民提案型協働のまちづくり支援事業提案書（様式第1号）
- ②団体概要書（様式第2号）
- ③事業計画書（様式第3号）
- ④事業収支予算書（様式第4号）
- ⑤団体の定款、規約又は会則、決算書及び監査報告書（チャレンジ支援コースを除く）
 ※本事業による補助金交付を受けた場合は、補助金に係る収入支出が含まれている決算書であること。
- ⑥構成員名簿（氏名、住所、年齢が記載されている最新のもの）
 ※年齢については、チャレンジ支援コースに限り記載を要します。
 令和7年4月1日時点のものを記載してください。
- ⑦その他市長が必要と認める書類

8 書類の作成方法

- ▶市民提案型協働のまちづくり支援事業に応募する場合は、事前相談が必要です。
あらかじめ電話で日時の予約をお願いします。

※相談のない場合は募集期間内であっても受け付けることができません。

事前相談期限 令和6年11月29日（金）

水曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

- ▶記載例（P10～21）を御確認ください。
- ▶様式は、市のホームページからダウンロードできます。また、郵送にも対応しますので御連絡ください。
- ▶お困りの際は、市民活動センターうえるるに御相談ください。

9 市の担当課等への事前確認

事業を計画するに当たり、市や関係機関、個人等の許可が必要な場合は、必ず事前に確認し、その結果を事業計画書の「事業の内容（概要及びスケジュール等）」欄に記載してください。

10 審査方法

提出書類とプレゼンテーションでの説明内容をもとに、審査基準により市民提案型協働のまちづくり支援事業審査委員会（市民と市職員で構成）が総合的に審査を行います。

① 予備審査

提出書類について、市民協働推進課で予備審査を行います。

② 本審査

と き：令和7年1月19日（日）【予定】

ところ：那須塩原市市民活動センター（那須塩原市大原間西1-11-10）

TEL：0287-73-5741

本審査は、予備審査を通過した事業について、事業を提案した団体ごとにプレゼンテーション形式で行います。

審査委員が、提案内容について理解を深められるように、分かりやすい説明、積極的なアピールをしてください。

- ▶プレゼンテーションの時間は、各団体5～10分程度を予定しています。
- ▶プレゼンテーションの方法は、パネルやパワーポイントを使用するなど、自由に行えます。
- ▶継続で事業を行う団体は、これまでの事業成果や課題、今後の展望を含めてプレゼンテーションをしてください。

▶本審査を欠席した場合は、辞退したものとみなします。

本審査の項目は次のとおりとし、提出された資料及びプレゼンテーションにより審査を行います。

(1) チャレンジ支援コース

項目	審査資料
①公益性	事業計画書
②目的と効果	事業計画書
③適正性	事業収支予算書
④実現性	事業計画書 事業収支予算書
⑤期待度	事業計画書 プレゼンテーション

(2) スタート支援コース

(3) ステップアップ支援コース

項目	審査資料
①公益性	事業計画書
②目的と効果	事業計画書
③自主性・自立性	団体の定款、規約又は会則 決算書及び監査報告書
④適正性	事業収支予算書
⑤実現性	事業計画書 事業収支予算書
⑥期待度	事業計画書 プレゼンテーション

11 事業の選考及び補助金の交付

① 事業の選考

市民提案型協働のまちづくり支援事業審査委員会からの審査結果の報告に基づき、市長が事業実施の可否について決定し、応募いただいた全ての団体に選考結果を通知するとともに、市のホームページ上で公開します。

② 補助金の交付

選考結果通知書により事業採択の決定を受けた団体は、補助金の交付申請書を提出します。市は提出された申請書に基づき、補助金の交付を決定します。

なお、補助金は原則として事業完了後の精算払となります。ただし、補助事業の実施に当たり必要と認められる場合は、事業完了前に補助金の概算払（8割以内）を請求することができます。御希望の場合はお早目に御相談ください。

12 事業の完了等

① 事業の完了

事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過する日までに、次の書類を提出してください。

- ・実績報告書（様式第6号）
- ・市民提案型協働のまちづくり支援事業活動報告書（様式第7号）
- ・事業収支決算書（様式第4号）
- ・経費を支払ったことを証する書類（領収書等）
※領収書の宛名は団体名とし、支払った内容が分かるようにしてください。
- ・事業概要を確認することができる資料（写真、新聞記事等）
- ・その他市長が必要と認める書類

スタート支援コースの交付を受けた団体は、事業完了年度の翌年度から2年間、各年度末までに次の書類の提出が必要です。

- ・市民提案型協働のまちづくり支援事業活動報告書（様式第7号）

② 補助金の返還等

概算払で事業を実施し、補助金がすでに交付された後に事業の中止や交付決定の取消しがあった場合、又は事業完了後の精算により概算払額が補助金確定額を超過した場合には、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

また、補助金交付決定額以上の補助はありません。精算により不足額が生じた場合は、自己負担となります。

③ 書類の保管について

団体は、事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等の関係書類を整理し、補助金に係る会計年度終了後5年間保管してください。

13 その他注意事項

○ 後援名義の使用について

「那須塩原市」の後援名義を使用する場合には、別途申請が必要となりますので御注意ください。

○ 広報について

「那須塩原市市民提案型協働のまちづくり支援事業」を少しでも多くの市民の方に知っていただき、今後も市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため、事業で作成する印刷物や配布物（チラシ、ポスター、看板等）に「令和7年度那須塩原市市民提案型協働のまちづくり支援事業」と表示してください。

また、紹介記事等を作成する場合には「那須塩原市市民提案型協働のまちづくり支援事業の支援を受けて実施している」旨の文言を入れてください。

○ 活動報告（実績報告会）について

事業の成果発表やパネル展示等による活動の結果を発表していただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 活動状況の確認について

事業終了後も、その後の活動状況の確認（アンケート調査等）をさせていただきますので、御協力をお願いします。

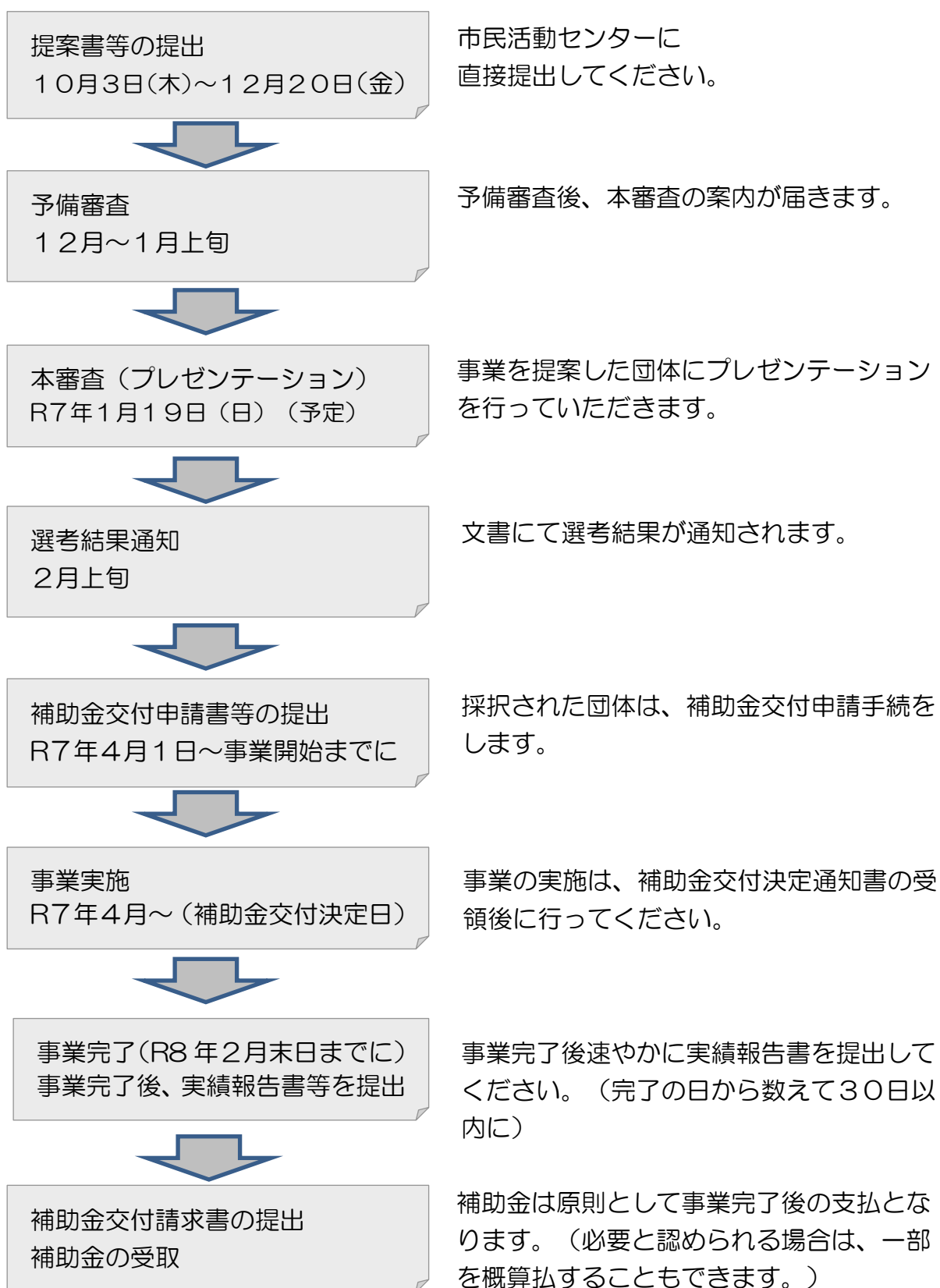
○ 財産処分の制限について

補助金で取得した財産を処分する場合、次の書類を提出してください。

- ・ 那須塩原市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第8号）

このとき、すでに交付した補助金のうち、財産の処分をするときから減価償却資産の耐用年数を経過するまでの期間に相当する分の返還が必要ですので御注意ください。

14 市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金に係る事務の流れ



記入例

(チャレンジ支援コース)

様式第1号（第8条関係）

令和6年10月10日

那須塩原市長 様

団体名 **ボランティアサークル〇〇**
代表者名 **那塩 みるひい**
住 所 **那須塩原市〇〇〇1番地2**

市民提案型協働のまちづくり支援事業提案書

那須塩原市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり事業提案書を関係書類添付の上、提出します。

1 コース名 **チャレンジ支援コース**

コース名を記入してください。

2 事業名 **高齢者の困りごと支援**

3 添付書類

- (1) 団体概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) 団体の定款、規約又は会則、決算書及び監査報告書（チャレンジコースは除く）
- (5) 構成員名簿

事業の内容や目的を表す、分かりやすい事業名をつけてください。

様式第2号（第8関係）

団体概要書

団体名	ボランティアサークル〇〇		
代表者	氏名 那塩 むるひい		
	住所 那須塩原市〇〇〇 1 番地 2		
	電話番号 0287-〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ番号		
	電子メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇〇〇〇		
事務所所在地 (事務所がある 場合のみ記入)	住所 同上		
	電話番号 ファクシミリ番号		
	電子メールアドレス		
設立年月日	令和 6 年 1 月		
構成員数	5 人（内訳：市内 3 人、 市外 2 人）		
設立目的	同じ高校に通う同級生で高齢者の生活支援を目的としたサークルを立ち上げた。		
活動概要	市内に住む高齢者を対象に、草刈りや清掃など日常生活における困りごとの手伝いを行う。		
団体のホームページ	有 ・ 無 アドレス：		
団体に対する他の補助金の有無	有 ・ 無 ※有の場合、具体的に []		

様式第3号（第8条関係）

事業計画書

事業名	高齢者の困りごと支援	
団体名	ボランティアサークル〇〇	
事業費合計額	41,500円	
課題 (現況)	高齢化が進み、高齢者の孤立が懸念される。	
事業の目的	高齢者向け生活支援	
事業の内容 (概要及びスケジュール等)	・ 5月 ポスター・チラシ作成 協力者募集 ・ 6月 活動に向けたミーティング ・ 7月～12月 高齢者の自宅の清掃や草刈り等 ・ 1月 次年度の事業展開に向けた話し合い、事業完了	
事業の効果	・ 高齢者の生活を支援し若い世代と高齢者との交流が深まることで、地域の活性化につながる。 ・ 高齢者の孤立の解消 ・ 高齢者が若者と関わることで認知症の予防に役立つ。	
来年度以降の事業 展開予定	・ 支援の内容を増やす。 ・ 支援する高齢者を増やす。 ・ 支援活動を行うメンバーを増やす。	
事業予定期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年1月31日	

事業の概要、スケジュール等をわかりやすく具体的に記入してください。

<ポイント>

- ・いつ？・どこで？・誰を対象に？
- ・どんなことを？・どのように？

事業を実施することで得られると考えられる効果について記入してください。

様式第4号(第8条、第11条関係)

事業収支予算書

区 分		予算額	内 訳
収入の部	市補助金	40,000	市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金
	自己資金	1,500	会費300円×5人
	補助対象経費(千円未満切捨て)=市補助金(上限10万円) ※P4補助金の額等を参考にしてください。		
	合計	41,500 円	
支出の部	消耗品	10,000	軍手 草刈り鎌 ごみ袋
	印刷製本費	29,500	ポスター、チラシ作成
	保険料	1,000	
	小 計	40,500	補助対象経費
	事業実施に伴う収入(教材費や参加料等の受益者負担)がある場合は、補助対象経費からこれを控除した後の額が、市補助金となります。 ※1,000円未満の金額は切り捨てとなります。		
	飲食費	1,000	活動時飲み物代 @100円×5人×2回
	小 計	1,000	補助対象外経費
	合計	41,500 円	収入合計=支出合計

団体名

ボランティアサークル〇〇

No.	氏 名	住所（市内に住所を有しないで在勤・在学の場合は勤務先名・学校名、所在地も記入）	年齢
1	那塩 ゐるひい	那須塩原市〇〇〇 1 番地 2	17
2	〇〇 〇〇	大田原市〇〇町〇〇番地 〇〇高等学校 那須塩原市〇〇△△番地△	17
3	〇▽ □□	那須塩原市〇〇〇町〇〇番地〇	17
4	△〇 〇□	那須塩原市〇〇〇町〇〇番地△	17
5	□□ □□	那須郡那須町大字〇〇甲△△番地 〇〇高等学校 那須塩原市〇〇△△番地△	17
6		令和7年4月1日時点の年齢を 記載してください。	
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

記入例

スタート支援コース

ステップアップ支援コース

令和6年11月10日

那須塩原市長 様

団体名 **〇〇推進協議会**
代表者名 **巻狩 につく**
住 所 **那須塩原市〇△〇〇108番地2**

市民提案型協働のまちづくり支援事業提案書

那須塩原市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり事業提案書を関係書類添付の上、提出します。

1 コース名 **スタート支援コース**

コース名を記入
してください。

2 事業名 **親子で農業体験事業**

3 添付書類

- (1) 団体概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) 団体の定款、規約又は会則、決算書及び監査報告書（チャレンジコースは除く）
- (5) 構成員名簿

事業の内容や目的を表す、分かりやすい
事業名をつけてください。

団体概要書

団体名	〇〇推進協議会		
代表者	氏名	巻狩 につく	
	住所	那須塩原市〇△〇〇 1 0 8 番地 2	
	電話番号	〇〇-〇〇〇〇	ファクシミリ番号 〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇〇〇〇	
事務所所在地 (事務所がある 場合のみ記入)	住所	同上	
	電話番号	フ	・令和7年4月1日時点で活動実績1年以上 ・市民活動センターに利用者登録 の必要があります。
	電子メールアドレス		
設立年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日		
構成員数	1 0 0 人（内訳：市内 9 5 人、 市外 5 人）		
設立目的	住民相互の連帯感と文化の向上を図り、住みよい地域 づくりに資することを目的に設立		
活動概要	地域づくりのために人と人との交流を深める活動を実 施している。主な活動としては、子ども向け環境講座の 開催、防災講習会の他、年間を通じて広報誌発行を実施 している。		
団体のホームページ	有・無	アドレス：https://www. 〇〇〇. jp	
団体に対する他 の補助金の有無	有・無	※有の場合、具体的に 〔那須塩原市〇〇推進協議会運営費補助金 〕	

記入例

様式第3号（第8条関係）

事業計画書

事業名	親子で農業体験事業	
団体名	〇〇推進協議会	
事業費合計額	145,000円	
課題	近年、インターネットやSNSの発達により、情報があふれ、知識のみが先行し、実際に目で見て、手で触れる「実体験」が少なくなっている。野菜等の農作物がどのようにできるか、自分たちの住む地域では、どのような農作物が採れるのか分からない子どもたちが多い。	
事業の目的	【基本目標】3②子育て環境の充実 【開発目標】目標12[持続可能な消費と生産] インターネットやSNSで情報を得るだけでなく、実際に目で見て、手で触れることができる体験を通して、子どもたちの豊かな情操を育む。また、地域で採れる農作物について学び、地域の良さに気付くことを目的とする。	
事業の内容 (概要及びスケジュール等)	親子を対象に、〇〇や△△の野菜の植え付け、収穫を行う。地域の自然や農作物について学ぶため NPO 法人〇〇との協働で実施する。ポスターやチラシ配布で広く参加を呼び掛ける。 ・8月 地域の自然と農作物についての勉強会 ・9月 〇〇、△△苗の植え付け ・10月 除草作業 ・11月 〇〇収穫作業 ・12月 △△収穫作業 ※事業内容について〇〇課と調整済	事業の概要、スケジュール等をわかりやすく具体的に記入してください。 <ポイント> ・いつ?・どこで?・誰を対象に? ・どんなことを?・どのように?
事業の効果	・農業体験を通じて、食物の大切さを学ぶことができる。 ・地域で採れる農作物を知り、地域の良さに気付くことができる。 ・親子間での触れ合い、コミュニケーションが増加する。 事業を実施することで得られると考えられる効果について記入してください。	
来年度以降の事業展開予定	毎年継続して事業を行い、体験を通して子どもたちの健やかな成長を目指す。また、地域の良さを再認識し、地域の賑わいにつながるような事業展開をしていく。	
事業予定期間	令和7年4月1日 ～ 令和7年12月31日	

記入例

様式第4号(第8条、第11条関係)

事業収支予算書

区 分		予算額	内 訳
収入の部	市補助金	112,000	市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金
	自己資金	33,000	〇〇推進協議会〇〇事業費
	市補助金の額(スタート支援コースの場合) 補助対象経費125,000円×9/10=112,500円 →補助金の額112,000円(千円未満切捨て) ※P4補助金の額等を参考にしてください。		
	合計	145,000 円	
支出の部	原材料費	45,000	〇〇苗代、△△苗代 @100円×450個
	消耗品	30,000	軍手・肥料・スコップ・テープ
	印刷製本費	30,000	ポスター、チラシ作成
	保険料	20,000	
	小 計	125,000	補助対象経費
	事業実施に伴う収入(教材費や参加料等の受益者負担)がある場合は、補助対象経費からこれを控除した後の9/10以内の額が、市補助金となります。		
	飲食費	20,000	弁当代 @500円×20人×2回
	小 計	20,000	補助対象外経費
	合計	145,000 円	収入合計=支出合計

構成員名簿

団体名

〇〇推進協議会

スタート支援コース
ステップアップ支援コース
記入例

No.	氏 名	住所（市内に住所を有しないで在勤・在学の場合は 勤務先名・学校名、所在地も記入）
1	巻狩 につく	那須塩原市〇△〇〇 1 0 8 番地 2
2	〇▽ □□	那須塩原市〇〇〇町〇〇番地〇
3	〇▽ △□	那須塩原市〇〇〇町〇〇番地〇
4	△〇 〇□	那須塩原市〇〇〇町〇〇番地〇
5	□□ □□	那須塩原市〇〇〇町〇〇番地〇
6	〇▽ □△	那須郡那須町大字〇〇甲△△番地 〇〇株式会社 那須塩原市共墾社〇〇〇番地△
	⋮	
	⋮	
	⋮	
	⋮	
	全員分記載してください。	
100	□△ □〇	那須塩原市〇〇〇町〇〇番地〇

參考資料

- 人口減少への対応
「令和22(2040)年人口10万人」
- 地方創生の推進

第2次那須塩原市総合計画（H29～R9）
将来像：人がつながり新しい力が湧きあがるまち那須塩原

第2次那須塩原市総合計画後期基本計画（R5～R9）

施策等の抽出

一体的に推進

【基本目標1】 那須塩原に魅力あるしごとをつくる

- ①農林業の活性化 ②畜産業の活性化 ③商工業の活性化
- ④観光の活性化 ⑤雇用環境の整備 ⑥農観商工連携の強化

【基本目標2】 那須塩原へのひとの流れをつくる

- ①シティプロモーションの推進・情報発信の充実
- ②広域的な連携の推進 ③姉妹都市交流・国際交流の推進

【基本目標3】 結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる

- ①男女の出会い・結婚の支援 ②子育て環境の充実
- ③学校教育の充実・学校教育環境の整備 ④男女共同参画の実現

【基本目標4】 安心して住み続けたい 魅力的な地域をつくる

- ①環境保全の推進 ②まちの安全安心の確保
- ③地域福祉の充実、健康づくりの推進 ④生活基盤の充実
- ⑤市民協働による地域づくりの推進、中心市街地の活性化
- ⑥生涯学習、文化・芸術、生涯スポーツの充実
- ⑦安定した行政経営の推進

【横断的目標】 新しい時代の流れを力にする

- ① ニューノーマル（新たな社会）
- ② デジタル・トランスフォーメーション（DX）
- ③ ゼロカーボン
- ④ 県北拠点づくり

『持続可能な開発目標（SDGs）』 <SDGsを構成する17のゴール>



※詳細は、外務省ホームページを確認してください。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10【不平等】

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する